

云べきなり、阿宜波理は幄字を用ひて、張故にもあるべし、かくて此は上なる繩垣ぞ、又横をも通はして、物の幄にてもあるべし、
の幄にてもあるべし、

〔倭訓栞前編二〕あげはり 日本紀に幕をよみ、倭名鈔に幄をよめり、上下四方悉くまとふて、宮室に象るをいふ也、揚張の義なるべし、

〔日本書紀二十六〕二年、是歲於飛鳥岡本、更定宮地、時高麗、百濟、新羅、並遣使進調、爲張紺幕於此宮地、而饗焉、

〔釋日本紀二十〕紺幕カイハナダノアゲハリ

〔古今要覽稿器財〕あげはり 帷 幕 幄

あげはり、古事記、日本紀、倭名類聚鈔、あげはりは揚張の義、屋のごとく上に張りて宮室に像りたるなり、まかるに横もまた通じて言なり、故に倭名鈔に幄の字をあて、古事記に帷幕の字をあて、日本紀に幕の字をあてたるは、これらの字皆通じ用ゆればなり、玉篇にも、帷、幕、帳、幔等の字同じといへり、
○中幄、延喜式、江家次第、說略、文、左氏傳、前漢書、幄は屋の義にて、やねをふきたるごとくおほひたる義なるべし、

〔倭訓栞前編二〕あく 幄を音にても呼べり、幄屋、幄座など見ゆ、

〔漢書九十九〕後日未央宮置酒、内者令爲傳太后張幄。坐於太皇太后坐旁、

〔松屋筆記六十三〕幄屋

古書に幄屋とあるは、帳を垂てかりそめに造たる屋也、小爾雅廉服六に、覆帳謂之幄、幄幕也とあり、

〔空穂物語 田鶴の村鳥〕御まへことにいかめしうものまいりたりしも、ついのあくのまへになか

とりあづまぎぬ、よききぬなどつみて、まもつき給へり、

〔榮花物語音十七〕御堂供養、治安三年七月十四日とさだめさせ給ふ、
○中 それもその大ものにと